

障がい者手帳の種類・交付手続きについて

えらく
どんな手続きが
あるんだろう？



身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のすべての手帳の交付申請は、市役所本庁社会・障がい者福祉課または各支所 市民窓口課で受け付けています。

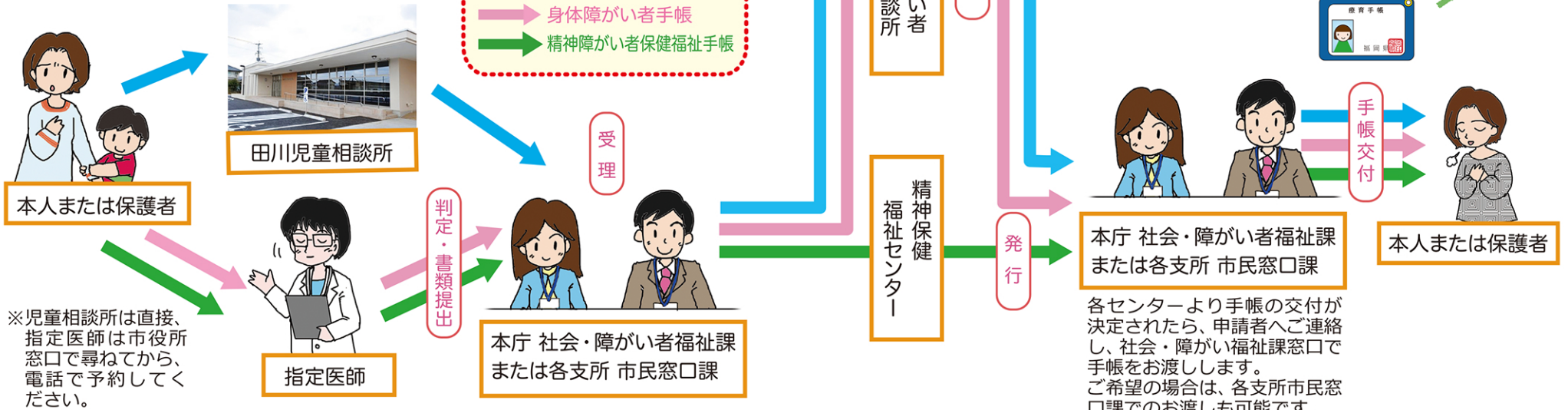
※療育手帳の場合は、児童相談所ですでに判定済みです。

申請する場所・問い合わせ

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
または各支所 市民窓口課

☎ 0948-22-5500 (内線 1151)
fax 0948-21-6356

交付までの流れ



療育手帳

- ① 判定書
★児童相談所に電話予約してお出かけください。判定のためのテストがあります。テストの後、判定書が渡されます。
- ② 本人の顔写真 1 枚 (縦 4cm×横 3cm)
★スナップ写真でも結構ですが、カメラ店等でご準備ください。
- ③ (保護者以外の方が申請する場合は) 印かん

身体障がい者手帳

- ① 指定医師の診断書・意見書
★診断書の様式は本庁 社会・障がい者福祉課または各支所市民窓口課の窓口にあります。
★手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、窓口でお尋ねください。
- ② 本人の顔写真 1 枚 (縦 4cm×横 3cm)
★スナップ写真でも結構ですが、カメラ店等でご準備ください。
- ③ 印かん

精神障がい者保健福祉手帳

- ① 指定医師の診断書・意見書
★診断書の様式は本庁 社会・障がい者福祉課または各支所市民窓口課の窓口にあります。
★手帳用の診断書を作成できる医師は、定められていますので、窓口でお尋ねください。
- ② 本人の顔写真 1 枚 (縦 4cm×横 3cm)
★スナップ写真でも結構ですが、カメラ店等でご準備ください。
- ③ 印かん

障がい者手帳が交付されると、級数や区分に応じて、福祉サービスや医療費、手当の助成、税金の控除などさまざまな支援が受けられます。次の章からは、受けることのできる支援の内容を紹介します。
※内容によっては所得制限などもありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。